百三十四	貨物軽自動車運送業
百三十五	沿海貨物海運業
百三十六	港湾旅客海運業
百三十七	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
百三十八	糸卸売業
百三十九	男子服卸売業
百四十	下着類卸売業
百四十一	かばん・袋物卸売業
百四十二	その他の身の回り品卸売業
百四十三	米麦卸売業
百四十四	その他の農畜産物・水産物卸売業
百四十五	乾物卸売業
百四十六	石油卸売業
百四十七	非鉄金属スクラップ卸売業
百四十八	陶磁器・ガラス器卸売業
百四十九	たばこ卸売業
百五十	ジュエリー製品卸売業
百五十一	書籍・雑誌卸売業
百五十二	他に分類されないその他の卸売業
百五十三	呉服・服地小売業
百五十四	男子服小売業
百五十五	靴小売業
百五十六	履物小売業（靴を除く）
百五十七	かばん・袋物小売業
百五十八	下着類小売業
百五十九	酒小売業

百六十	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）
百六十一	自転車小売業
百六十二	金物小売業
百六十三	他に分類されないじゅう器小売業
百六十四	ドラッグストア
百六十五	医薬品小売業（調剤薬局を除く）
百六十六	書籍・雑誌小売業（古本を除く）
百六十七	楽器小売業
百六十八	たばこ・喫煙具専門小売業
百六十九	ジュエリー製品小売業
百七十	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）
百七十一	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
百七十二	他に分類されない専門サービス業
百七十三	カラオケボックス業
百七十四	各種学校
百七十五	表具業
百七十六	履物修理業
百七十七	他に分類されない修理業
百七十八	警備業
百七十九	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業，取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く）を除く）

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項第四号及び第五号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）並びに第六項から第十項までに規定する営業を除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。